

改 正 案	現 行
<p>(符号分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局等の無線設備)</p>	
<p>第四十九条の六の三 (略) 4 2・3 (略)</p>	
<p>4 第一項の基地局の無線設備であつて次の条件に適合するものについては、同項第一号ハ及びホの規定は、適用しない。 一 空中線電力は、<u>100ミワット</u>以下であること。 二 送信空中線の絶対利得は、<u>10デシベル</u>以下であること。ただし、等価等方輻射電力が絶対利得10デシベルの空中線に100ミワットの空中線電力を加えたときの値以下となる場合は、その低下分を空中線の利得で補つてどこができるかのとする。</p>	<p>(符号分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局等の無線設備) 第四十九条の六の三 (同上) 4 2・3 (同上) 4 (同上)</p>
<p>5 第一項の基地局(施行規則第十五条の一第一項に規定する基地局に限り、前項に規定する条件に適合する無線設備を使用するものを除く。)の無線設備は、第一項に規定する条件のほか、前項第一号及び第一号に規定する条件に適合するものでなければならぬ。</p>	<p>三 三六 (同上)</p>
<p>第四十九条の六の四 (略) 2・3 (略)</p>	<p>第四十九条の六の四 (同上) 2・3 (同上)</p>

4 第一項の基地局の無線設備であつて次の条件に適合するものについては、同項第一号ハ及びホの規定は、適用しない。

- 一 空中線電力は、100mW以下である」と。
- 二 送信空中線の絶対利得は、0.1トスベル以下である」と。ただし、等価等方輻射電力が絶対利得0.1トスベルの空中線に100mWのシグナルの空中線電力を加えたときの値以下となる場合は、その低下分を空中線の利得で補つ」とができるものとする。

三・六 (略)

5 第一項の基地局（施行規則第十五条の一第一項に規定する基地局に限り、前項に規定する条件に適合する無線設備を使用するものを除く。）の無線設備は、第一項に規定する条件のほか、前項第一号及び第一号に規定する条件に適合するものでなければならぬ。

（時分割・符号分割多重方式携帯無線通信を行う無線局等の無線設備）

第四十九条の六の五 (略)

4 第一項の基地局の無線設備であつて次の条件に適合するものについては、同項第一号ハ及びホの規定は、適用しない。

- 一 空中線電力は、100mW以下である」と。
- 二 送信空中線の絶対利得は、0.1トスベル以下である」と。ただし、等価等方輻射電力が絶対利得0.1トスベルの空中線に100mWのシグナルの空中線電力を加えたときの値以下となる場合は、その低下分を空中線の利得で補つ」とができるものとする。

4 (同上)

- 一 空中線電力は、100mW以下である」と。
- 二 送信空中線の絶対利得は、0.1トスベル以下である」と。

三・六 (同上)

（時分割・符号分割多重方式携帯無線通信を行う無線局等の無線設備）

第四十九条の六の五 (同上)

2・3 (同上)

4 (同上)

- 一 空中線電力は、100mW以下である」と。
- 二 送信空中線の絶対利得は、0.1トスベル以下である」と。

三一六 (略)

5 第一項の基地局（施行規則第十五条の一第一項に規定する基地局に限り、前項に規定する条件に適合する無線設備を使用するものを除く。）の無線設備は、第一項に規定する条件のほか、前項第一号及び第二号に規定する条件に適合するものでなければならぬ。

6 (略)

（シングルキャリア周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局等の無線設備）

第四十九条の六の九 (略)

2・3 (略)

4 第一項の基地局の無線設備であつて次の条件に適合するものを以下については、同項第一号ハ及びホの規定は、適用しない。

一 空中線電力は、100mW以下である以上。

二 送信空中線の絶対利得は、0dB以下である以上。ただし、等価等方輻射電力が絶対利得0dBの空中線に100mWリワードの空中線電力を加えたときの値以下となる場合は、その低下分を空中線の利得で補つことができるものとする。

三 一の筐体に収められており、かつ、容易に開けることができる以上。ただし、電源設備及び空中線系については、この限りでない。

四 空中線系は、容易に取り外すことができる以上。

五 当該無線設備と接続する電気通信回線設備を介して、当該無線設備の故障を検出し、及び電波の発射を停止する機能を有す

三一六 (同上)

5 (同上)

（シングルキャリア周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局等の無線設備）

第四十九条の六の九 (同上)

2・3 (同上)

る」といふ。

六 当該無線設備と接続する電気通信回線設備を介して行つ通信の疎通が確保できない場合には、自動的に電波の発射を停止する機能を有する」といふ。

5 第一項の基地局（施行規則第十五条の一第一項に規定する基地局に限り、前項に規定する条件に適合する無線設備を使用するものを除く。）の無線設備は、第一項に規定する条件のほか、前項第一号及び第二号に規定する条件に適合するものでなければならぬ。

（直交周波数分割多元接続方式広帯域移動無線アクセスシステムの無線局の無線設備）

第四十九条の二十八（略）

2 2 4 （略）

5 第一項及び第二項の基地局の無線設備（送信バースト長が五三リ秒のものに限る。）であつて次の条件に適合するものについては、第一項第一号又並びに第一項第一号及び第二号の規定は、適用しない。

- 一 送信装置の中継電力は、〇・一ワット以下である」といふ。
- 二 送信空中線の絶対利得は、一十シベル以下である」といふ。
- 三 一の筐体に収められており、かつ、容易に開ける」といふできない」といふ。ただし、電源設備及び空中線系については、この限りでない。
- 四 空中線系は、容易に取り外す」といふべきがない」といふ。
- 五 当該無線設備と接続する電気通信回線設備を介して、当該無

（直交周波数分割多元接続方式広帯域移動無線アクセスシステムの無線局の無線設備）

第四十九条の二十八（同上）

2 2 4 （同上）

線設備の故障を検出し、及び電波の発射を停止する機能を有する」とし。

六 当該無線設備と接続する電気通信回線設備を介して行つ通信の疎通が確保できない場合には、自動的に電波の発射を停止する機能を有する」とし。

6 第一項及び第一項の基地局（施行規則第十五条の一第一項に規定する基地局に限り、前項に規定する条件に適合する無線設備を使用するものを除く。）の無線設備は、第一項及び第一項（第三号に限る。）に規定する条件のほか、前項第一号及び第一号に規定する条件に適合するものでなければならぬ。

7 (略)

（時分割・直交周波数分割多元接続方式広帯域移動無線アクセスシステムの無線局の無線設備）

第四十九条の二十九 (略)

2 2 4 (略)

5 第一項及び第一項の基地局の無線設備であつて次の条件に適合するものについては、第一項第一号又並びに第一項第一号及び第一号の規定は、適用しない。

- 一 送信装置の空中線電力は、〇・11ワット以下である」とし。
- 二 送信空中線の絶対利得は、四十ドベル以下である」とし。
- 三 一の筐体に収められており、かつ、容易に脱けることができない」とし。ただし、電源設備及び空中線系については、この限りでない。

四 空中線系は、容易に取り外すことができる」とし。

5 (同上)

（時分割・直交周波数分割多元接続方式広帯域移動無線アクセスシステムの無線局の無線設備）

第四十九条の二十九 (同上)

2 2 4 (同上)

- 五 当該無線設備と接続する電気通信回線設備を介して、当該無線設備の故障を検出し、及び電波の発射を停止する機能を有する。)
- 六 当該無線設備と接続する電気通信回線設備を介して行つ通信の疎通が確保できない場合には、自動的に電波の発射を停止する機能を有する。)
- 6 第一項及び第一項の基地局（施行規則第十五条の一第一項に規定する基地局に限り、前項に規定する条件に適合する無線設備を使用するものを除く。）の無線設備は、第一項及び第一項（第三号に限る。）に規定する条件のほか、前項第一号及び第一号に規定する条件に適合するものでなければならぬ。)
- 7 (略)

5

(同上)